

きよた まん さく
清田満作



**市勢発展の
農業施策は**

質問

担い手に該当しない農業者の対応策について

答弁 産業経済部長

対象とならない農家については、担い手の条件整備

ができるよう、支援を行います。

対象不可能な農家には、農家の生産基盤や条件に合った作物への転換を指導します。

質問

現今の社会情勢下において、退職者・Uターン・Uターンなどの課題を含め、農業特区への取り組みの考えは。

答弁 産業経済部長

地域活性化に有効な制度です。旧町村時からの経緯、課題や農地実態調査を勘案し、検討していきたい。

質問

企業型農業誘致は、地域と企業、行政が連携を図り、信頼関係を築くことが重要だと考えるが、その見解は。

答弁 産業経済部長

誘致推進は、農地所有者や周辺農家、地域の意向を反映し、各関係機関や関係団体との協議を重ねていく必要があると考えます。

はしもと ゆうすけ
橋本祐輔



**市の文化財保護は
今のままでよいか**

質問

文化財保護は、ともすれば政策の優先順位の後方に位置づけられかねない。ましてや、今の財政状況下では厳しい。

しかし、このままでは手遅れになる。保護の基本方針は何か。

答弁 教育長

3つの柱として、

① 地域の歴史・文化財・伝統文化の調査研究と保存整備を行う。

② 歴史民俗資料館などの展示の充実や整備を行い、文化財・伝統文化の情報を発信する。

③ 文化財・伝統文化が次世代に引き継がれるよう、市民の愛護意識の高揚を図るとともに、愛護団体の育成と協力を図る。

歴史民俗資料館においても企画展などを開催し、文化財の保存・活用に努めていきたい。

質問

合併により文化財保護のための補助金がほとんど廃止された。

今後はどうするのか。

答弁 教育長

少額の補助金で指定文化財の維持管理ができていたことは事実。

指定文化財の所有者・管理者の高齢化などで、その維持管理が危惧されており、行政が手助けをしないと非常に維持管理が困難な指定物件もあります。

補助金のあり方については、行政改革大綱や集中改革プランとの整合性を図り、指定文化財が将来にわたり保存・活用されるよう検討していきます。



▲清川町に進出した菊栽培の優良企業“お花屋さん”



▲鎌倉時代のもと考えられる国指定史跡“緒方宮迫東石仏”